

物件名：(部屋番号)

物件住所：

補修型賃貸住宅の補修工事にかかる状況報告書（井戸等の修理）

上記物件を賃貸型応急住宅として提供するにあたり補修工事を行いましたので、報告します。
なお、下記工事については、令和8年熊本地震災害に起因するものに相違ありません。

1 井戸に関する状況（※該当する項目に☑を付けてください。）

- ☐ 水道を利用しておらず、敷地内にある井戸が飲用水を得る唯一の手段。
☐ 補修については以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めなかった。
☐ 井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難。→ 様式6-1も提出
☐ 井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られなかった。
☐ 井戸に損傷がなく、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷。→ 様式6-1も提出
☐ 原因調査（洗浄等）・補修を行うことで賃貸することが可能。

2 井戸の被害状況（※該当する項目に☑を付けてください。）

- ☐ 井戸等の基礎※が被災により破損、変形等し、飲用水の取水に支障。
☐ 井戸等の構成要素が被災により破損、変形等し、飲用水の取水に支障。
☐ 飲用水の取水に支障がない、井戸等の基礎、構成要素のみの不具合がある。→ 制度の対象外
☐ 井戸の構成要素でない箇所や、井戸等の構成要素ではあるものの飲用水を取水する機能に直接的に影響しない箇所（装飾的な部位など）に不具合。→ 制度の対象外
☐ 地震による被害や、本補修工事に起因しない経年等による劣化等がある。→ 制度の対象外

※井戸等の基礎：地表面の井戸開口部を保護するための基礎や、電動機（電動ポンプ）・制御盤を設置するための基礎、配管を固定するための基礎等

3 工事に係る状況

工事種別	破損状況・対応
原因調査（洗浄等）の実施	
宅内配管の補修	
異物の除去	
部材の交換	
掘り直し	
水質の検査	
その他	

※地震災害による被害と判断できない場合には補修費支払の対象外となることがあります。

令和 年 月 日

報告者

住所

氏名

印